

豊橋駅周辺の まちづくり景観形成地区整備計画



豊橋市 都市計画部 都市計画課

目 次

1. はじめに	3
2. 豊橋駅周辺のまちづくり景観形成地区の概要	4
3. 豊橋駅周辺の景観の成り立ち	6
4. 各地区の整備計画	14
(1) 豊橋シンボルロード景観形成地区整備計画	14
(2) 駅前大通景観形成地区整備計画	18
(3) 呉服通景観形成地区整備計画	21
(4) 広小路四・五丁目景観形成地区整備計画	24
(5) 札木・本町通景観形成地区整備計画	27
(6) 上伝馬通景観形成地区整備計画	30
(7) 大手通景観形成地区整備計画	33
5. デザインの進め方の事例	36
6. 届出の手続き	41
7. 参考資料	45

1. はじめに

(1) 豊橋駅周辺のまちづくり景観形成地区の経緯

豊橋市は、かつて城下町、宿場町、湊町として栄え、自然と共生しながら都市が発展してきました。そうしたなか、成熟社会の到来により、美しい景観のまちづくりが重要な時代になりました。

そこで本市は、平成2年に豊橋市まちづくり景観形成基本計画を策定し、豊橋駅周辺を景観形成の重点地区に指定し、東三河の中心都市としての顔づくりを推進することにしました。また、平成4年には豊橋市まちづくり景観条例を制定し、電線類の地中化などの道路環境整備に合わせて、沿道のまち並み景観整備を市民と協働で進めるよう、まちづくり景観形成地区の制度を設けました。

そして、平成4年に、まちづくり景観形成地区の第1号として「豊橋シンボルロード景観形成地区」を指定し、翌平成5年に「豊橋シンボルロード景観形成地区整備計画」を策定しました。その後も順次、地区指定と整備計画の策定を進め、現在、豊橋駅周辺では、7つの地区でまち並み景観整備が進められています。

(2) まちづくり景観形成地区の景観形成基準の位置づけ

本市は、令和3年4月に景観法に基づく「豊橋市景観計画」を策定し、「ともに育む 豊橋らしい こちよ景観」を基本理念とし、地域らしい景観づくりをこれまで以上に推進することにしました。景観計画では、一定規模を超える建築行為等を対象に、計画に示した景観形成基準への適合を求め、景観法に基づき一定の強制力をもって良好な景観形成を規制・誘導します。

一方、本書に掲載したまちづくり景観形成地区の景観形成基準は、景観法に基づく基準ではなく、まちづくり景観条例に基づくものであるため、法的強制力はありません。

本書には、各地区の景観形成基準を掲載するだけでなく、具体的な景観デザインのヒントとして活用していただくよう、「豊橋駅周辺の景観の成り立ち」や「デザインの進め方の事例」も掲載しました。

魅力ある景観は、地域の特性を踏まえた創造的なデザインへのたゆまぬチャレンジによって生まれます。建築行為等に関わる方々には、各地区の景観形成基準に配慮しながら、より地域らしい景観形成が図られるよう、積極的に創意工夫を行っていただくよう期待します。

2. 豊橋駅周辺のまちづくり景観形成地区の概要

(1) まちづくり景観形成地区とは

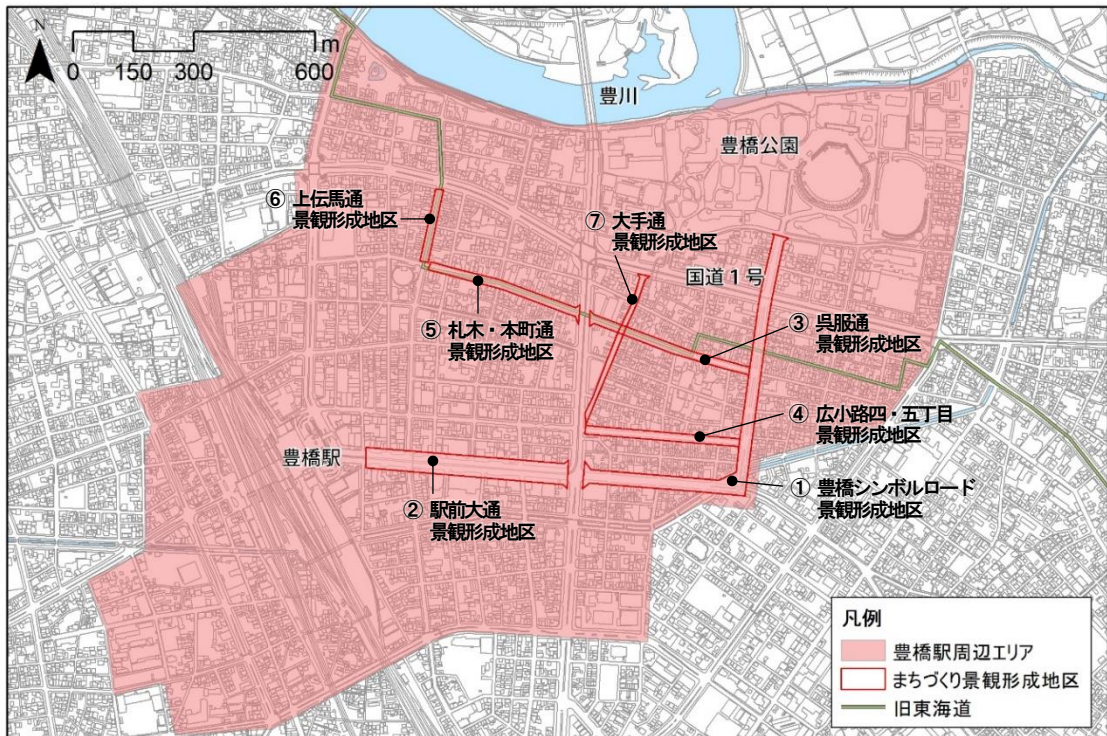
まちづくり景観形成地区とは、地域の方々のまちづくりに対する意欲の高い地区や優れた景観資源がある地区などを、豊橋市まちづくり景観条例に基づき市が指定するもので、住民参加で景観形成の基準を定めます。

(2) 豊橋駅周辺のまちづくり景観形成地区の区域

豊橋駅周辺には、下記の7つのまちづくり景観形成地区があります。

- ① 豊橋シンボルロード景観形成地区（平成4年10月地区指定・平成5年3月整備計画策定）
- ② 駅前大通景観形成地区（平成6年1月地区指定・平成6年4月整備計画策定）
- ③ 呉服通景観形成地区（平成6年5月地区指定・平成9年12月整備計画策定）
- ④ 広小路四・五丁目景観形成地区（平成9年7月地区指定・平成13年1月整備計画策定）
- ⑤ 札木・本町通景観形成地区（平成9年12月地区指定・平成13年1月整備計画策定）
- ⑥ 上伝馬通景観形成地区（平成11年8月地区指定・平成15年3月整備計画策定）
- ⑦ 大手通景観形成地区（平成11年8月地区指定・平成15年3月整備計画策定）

■ 豊橋駅周辺のまちづくり景観形成地区の位置

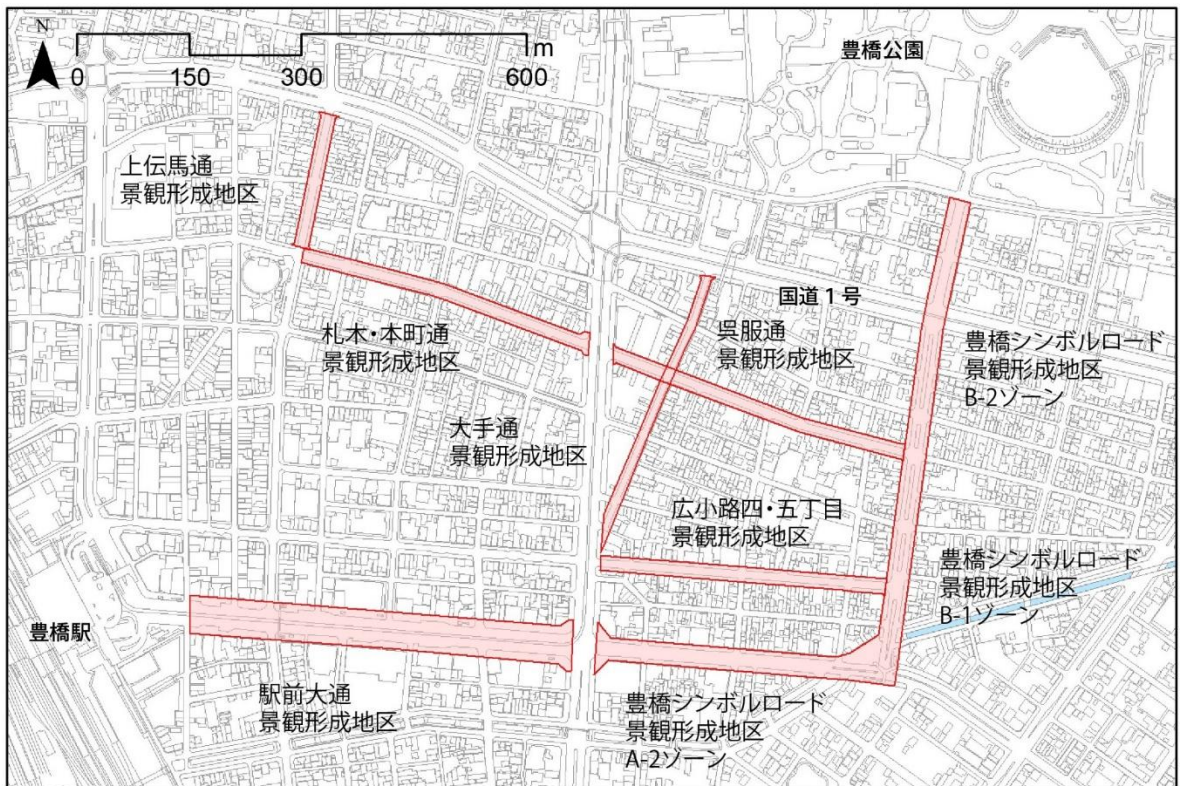


※ 上図の「豊橋駅周辺エリア」は、豊橋市景観計画に示した14エリアのうちの一つです。

※ 上図の赤枠は、各景観形成地区の道路を示しています。各景観形成地区の範囲は、これらの道路に接する敷地及び空地です。

■ 各まちづくり景観形成地区の区域

No.	地区名	景観形成地区の区域
①	豊橋シンボルロード 景観形成地区	都市計画道路 豊橋駅前通（新川～前田橋）、都市計画道路 くすのき通（前田橋～豊橋公園）及び通りに接する敷地又は空地
②	駅前大通 景観形成地区	県道豊橋停車場線（駅前大通一丁目 12 番地先～新川交差点）及び通りに接する敷地又は空地
③	呉服通 景観形成地区	市道松葉町・南瓦町 1 号線（札木交差点～曲尺手交差点）及び通りに接する敷地又は空地
④	広小路四・五丁目 景観形成地区	市道大手町・中世古町 3 号線（神明交差点～中世古南交差点）及び通りに接する敷地又は空地
⑤	札木・本町通 景観形成地区	市道松葉町・南瓦町 1 号線（松葉公園北交差点～札木交差点）及び通りに接する敷地又は空地
⑥	上传馬通 景観形成地区	市道上传馬町・西小田原町 1 号線（上传馬交差点～松葉公園北交差点）及びこの区間に接する敷地
⑦	大手通 景観形成地区	国道 1 号から国道 259 号の神明交差点までの市道八町通・魚町 26 号線及び通りに接する敷地



※ 上図の赤枠は、各景観形成地区の道路を示しています。各景観形成地区の範囲は、これらの道路に接する敷地及び空地です。

3. 豊橋駅周辺の景観の成り立ち

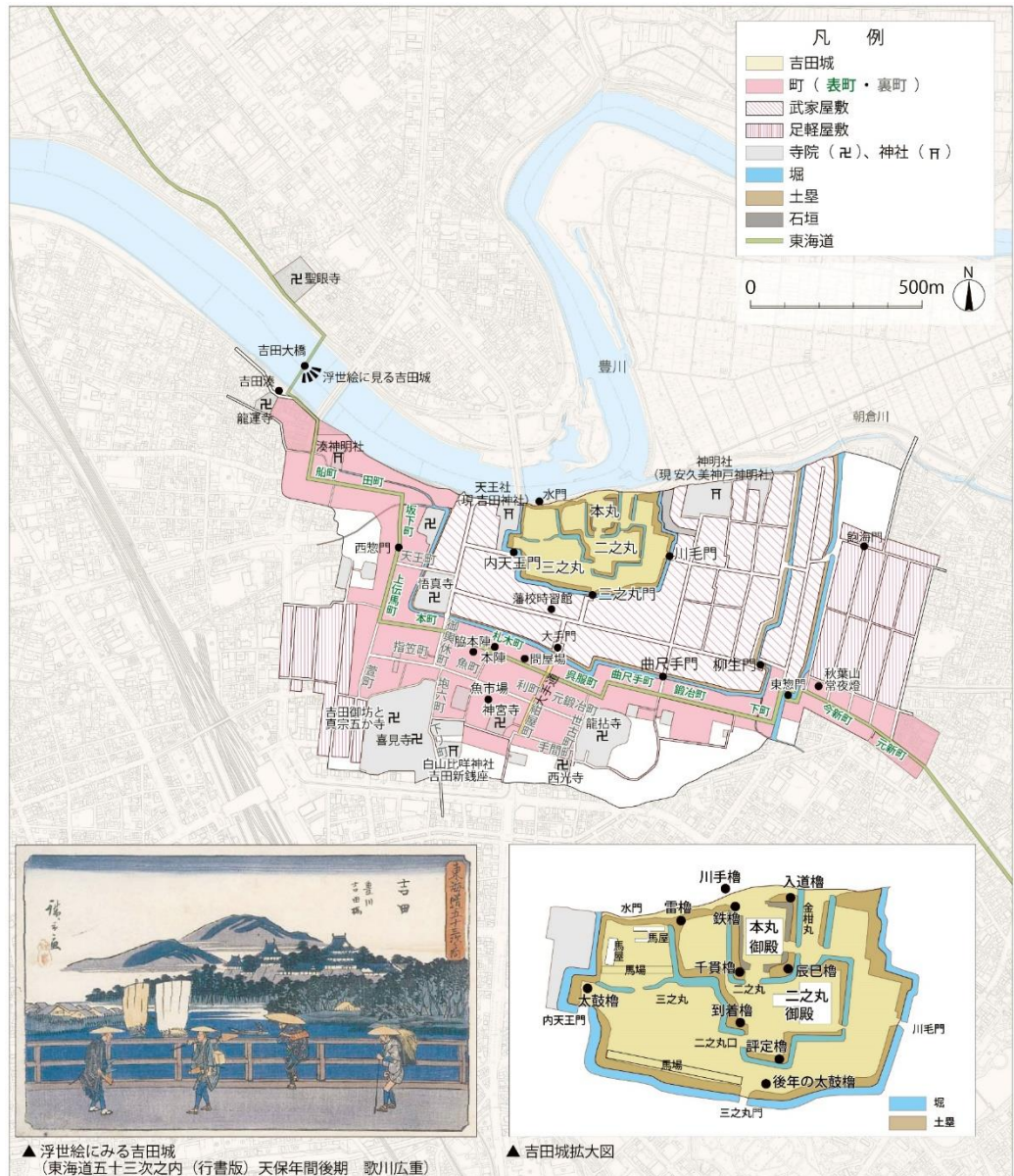
(1) 江戸時代

吉田宿は吉田城下町に設けられた東海道五十三次の 34 番目の宿場町で、伊勢海路につながる吉田湊を擁し、また豊川にかかる吉田大橋が整備され、東西交通の要衝に位置してきました。

豊川を背に建つ吉田城本丸の外側には二の丸、さらにその外側に三の丸を配し、その周りには武家屋敷が並んでいました。城と武家屋敷の間には内堀と土塁があり、一部土塁は現代に残っています。また、吉田城下町は城と武家屋敷を外堀で囲み、その外側に町人町を配していました。

町人町の中心を約 2.6km にわたり東海道が通っていました。吉田宿は西の船町から東の元新町まで表町 12 町、裏町 12 町からなり、本陣や問屋場、高札場がおかれた札木町をはじめ、当時の町名のいくつかは現代に引き継がれています。

悟真寺、龍拈寺、神宮寺などの名刹や、吉田神社（天王社）、安久美神戸神明社の前身である神明社など、多くの寺院や神社があり、現代まで残っています。



*現代の地図に各時代の地図を重ねています。

(2) 明治時代

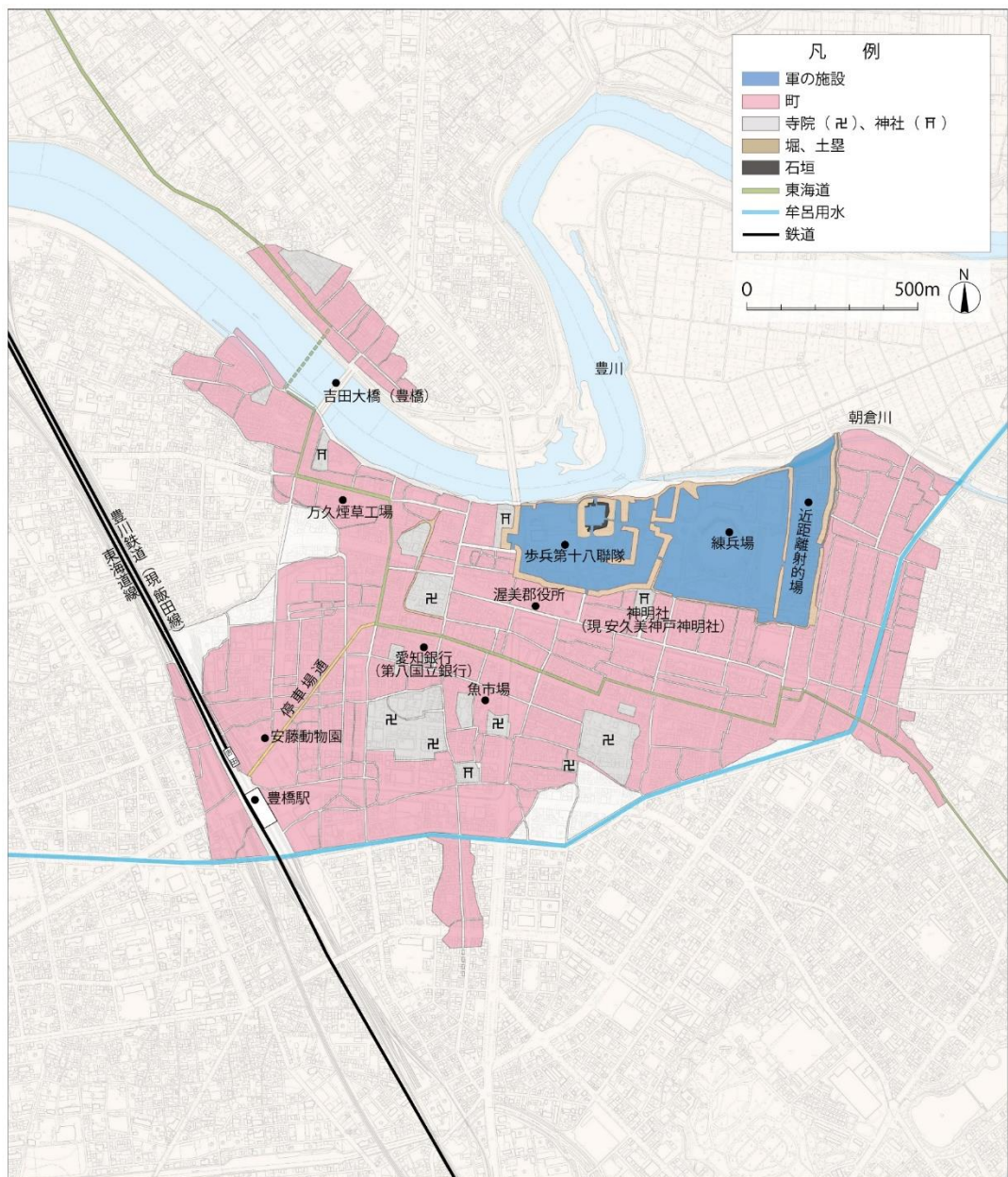
吉田宿の高札場があった札木町は、明治時代においても豊橋のまちの中心として賑わいました。

明治18年(1885)には、歩兵第十八聯隊や練兵場が置かれ、軍都豊橋が形成されました。

明治21年(1888)には、東海道線豊橋駅が開通し、年間乗降客数は明治24年の10万人から明治32年には39万人まで増加しました。明治30年(1897)には、豊橋駅を共有して豊川鉄道(現飯田線)が開通し、鉄道網の発達により豊橋駅周辺は急速に発展しました。

豊橋駅から上伝馬町まで整備された停車場通に、旅館、運送店、商店などが建ち並び、賑わいが生まれました。

一方で、鉄道の開通により水運の便は衰え、賑わいは湊町から豊橋駅の近くへ移っていきました。



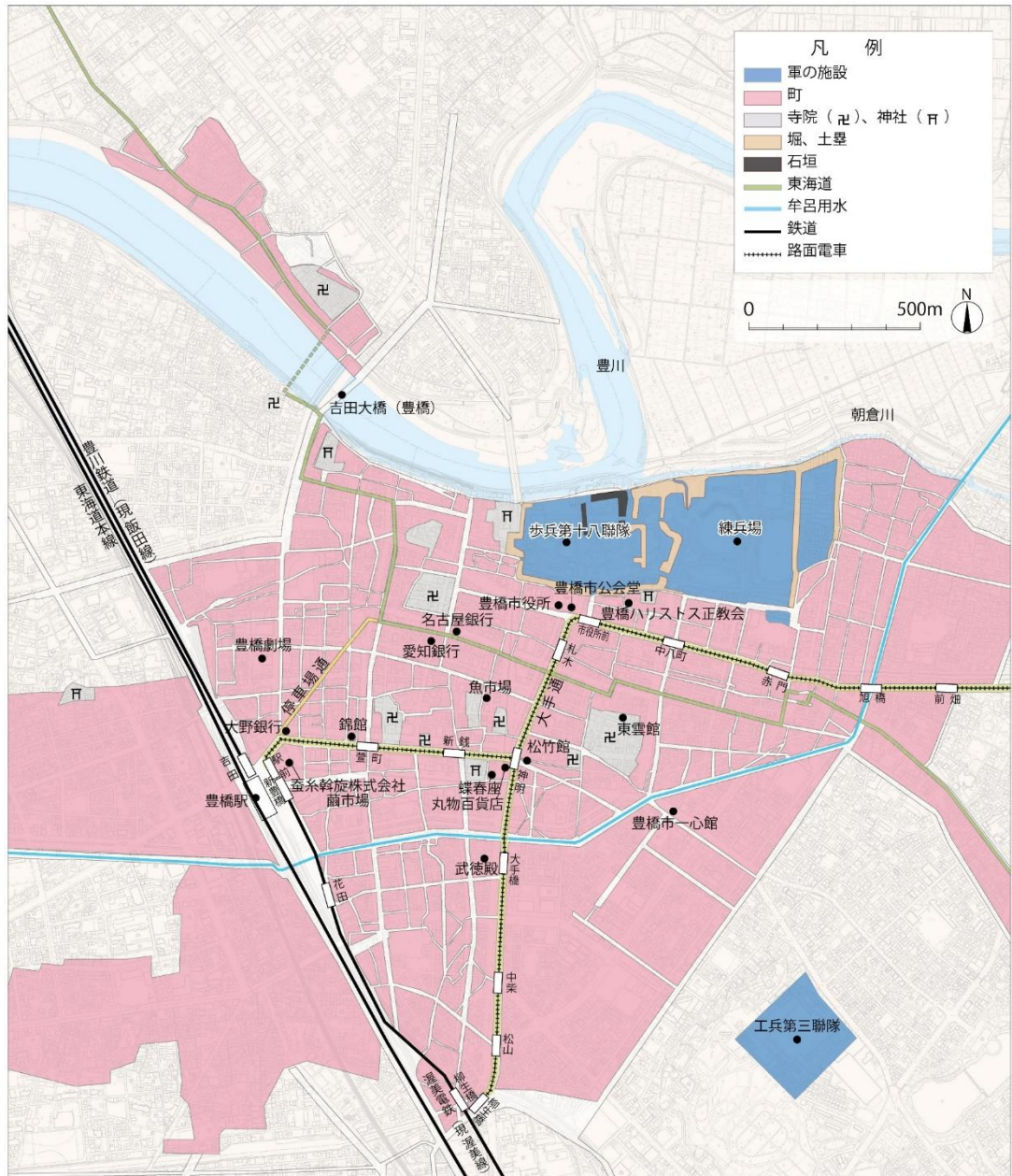
明治40年頃
*現代の地図に各時代の地図を重ねています。

(3) 戦前

大正14年(1925)には、広小路及び大手通を経由し、東田に至る路面電車が開通しました。

沿線の広小路では、丸物百貨店や錦館、蝶春座、松竹館などの映画館、その他様々な商店が開店し、人々が集まり賑わいました。

大正時代から昭和初期にかけては、道路網の整備や渥美電鉄(現豊橋鉄道渥美線)の開通により、市街地も拡大していきました。



昭和14年頃
*現代の地図に各時代の地図を重ねています。

(4) 戦後

昭和20年6月、第二次世界大戦時の豊橋空襲により、豊橋駅周辺の市街地はほとんど焼け野原となりました。

豊橋復興土地区画整理事業により、それまで蛇行や斜行していた道路は廃止され、格子状に新道が整備されましたが、東海道、旧停車場線の一部、大手通等は残すように計画されました。

空襲により全線不通となった市内電車も、駅前大通を経由する形で復旧しました。

空襲から免れ、区画整理がされていない区域では、昔の路地を今に残しているほか、公会堂、旧名古屋銀行、湊神明社、龍拈寺山門など、一部に焼け残った建物を現在もみることができます。

江戸時代の城下町の中心であった城跡や東海道、大手通などの道路、近代化の過程でつくられた旧停車場線など、かつての重要なまちの骨格が今も残っています。



昭和20年代後半

*現代の地図に各時代の地図を重ねています。



左：吉田城と豊川の流れ
 豊橋駅周辺のまちは、江戸時代の城下町吉田から発展してきました。長い年月が経ちましたが、緑に包まれた城と川の眺めは、今も残り、市民にとって大切なふるさとの景観になっています。



左：明治末期の旧東海道沿いのまち並み（呉服町）
 江戸時代、城下町吉田には吉田宿が置かれ、旧東海道沿いには切妻平入のまち並みが続き、旅人たちを迎え入れていました。明治時代になり豊橋駅が開設されると、賑わいの中心が徐々に豊橋駅の近くに移動していきました。しかし、旧東海道沿いには、切妻平入の店などが建ち並び、多くに人々で賑わっていました。



上：戦前の豊橋駅前
 豊橋駅前から旧東海道に向かって、停車場通が斜めに伸び、通り沿いには、旅館や商店などが建ち並んでいました。近代化のなかで、新しい建築様式の建物が現れてきました。右の建物は広小路入口にあった大野銀行。



上：戦前の駅前商店街（広小路）
 豊橋駅前から東に伸びる広小路通りには、百貨店が建ち、豊橋一の商店街として賑わっていました。道路中央には、路面電車が走っていました。（神明町側からの眺め）



左：昭和30年代前半の駅前大通
 豊橋駅周辺は、戦災で焼け野原になりましたが、戦災復興事業により現在の都市基盤が整備されました。駅前大通は、幅員50mのゆとりある道路空間が確保され、路面電車の軌道が広小路から移設されました。



上：現在の豊橋駅周辺

豊橋駅の再整備や電線類の地中化の推進、道路空間の再整備、拠点となる公共施設の整備などにより、新しい都市景観が創出されました。

- * 左上：ステーションビルの増改築や東口駅前広場の整備などで生まれ変わった豊橋駅東口
- * 右上：路面電車のセンターポール化や電線類の地中化などが行われた国道1号
- * 中上左：昭和29年の豊橋産業文化大博覧会で建設された吉田城址の鉄橋（豊橋公園内）
- * 中上右：市民の憩いの場となっている緑豊かな豊橋公園
- * 中下左：シンボルロード整備事業で、緑豊かな道路空間が創出された「くすの木通り」
- * 中下右：ストリートデザイン事業で、歩いて楽しい道づくりが進められた菅町通
- * 下左：芸術文化の創造発信と交流の拠点として整備された穂の国とよはし芸術劇場（プラット）
- * 下右：未来を担う子供たちや多様な世代が交流できることも未来館（ここにこ）



上：受け継がれてきた歴史と文化

豊橋駅周辺の古いまち並みは、戦災により消失してしまいました。しかし、伝統行事は受け継がれ、戦禍を免れた歴史的な建造物は保全されています。こうした大切な資源を活かしながら、地域らしく調和のとれたまち並み景観づくりが望まれています。

- * 上左と上中：吉田神社の祇園祭（打ち上げ花火と手筒花火）
- * 上右：手筒花火発祥の地と言われている吉田神社
- * 中左：千年余りの歴史を持つ安久美神戸神明社の鬼祭（国重要無形民俗文化財）
- * 中右：安久美神戸神明社の拝殿（国登録有形文化財）
- * 下左：ロマネスク様式を基調として設計された豊橋市公会堂（国登録有形文化財）
- * 下中：豊橋公園横の静かな環境に建つ豊橋ハリストス正教会（国指定重要有形文化財）
- * 下右：東海道と本坂道の分岐点に建てられ、吉田の名物と言われた秋葉山常夜灯（市指定有形民俗文化財）

4. 各地区の整備計画

(1) 豊橋シンボルロード景観形成地区整備計画

① 地区の概況

豊橋市は、本市の顔である「豊橋駅」と吉田城址のある緑豊かな「豊橋公園」を結ぶ通りを「シンボルロード」として位置づけし、電線類の地中化や道路環境整備を進めてきました。その通りのうち、駅前大通を除く範囲を「豊橋シンボルロード景観形成地区」として指定（駅前大通については、別途「駅前大通景観形成地区」に指定）し、文化の薫る都市軸として、魅力ある景観形成を推進することにしました。

駅前大通（A-1ゾーン）から真っすぐにつながるA-2ゾーンは、商業・業務を中心としたまち並みになっており、本市の中心部の都市軸を形成しています。また、B-1、B-2ゾーンは、店舗や住宅が併存する穏やかなまち並みになっており、緑豊かな都市軸が形成されています。特にB-1ゾーンは、くすの木通りと呼ばれており、市の木「クスノキ」の大木が中央分離帯に並び、本市で最も潤いのある緑陰道になっています。

② まちづくりのテーマと基本方針

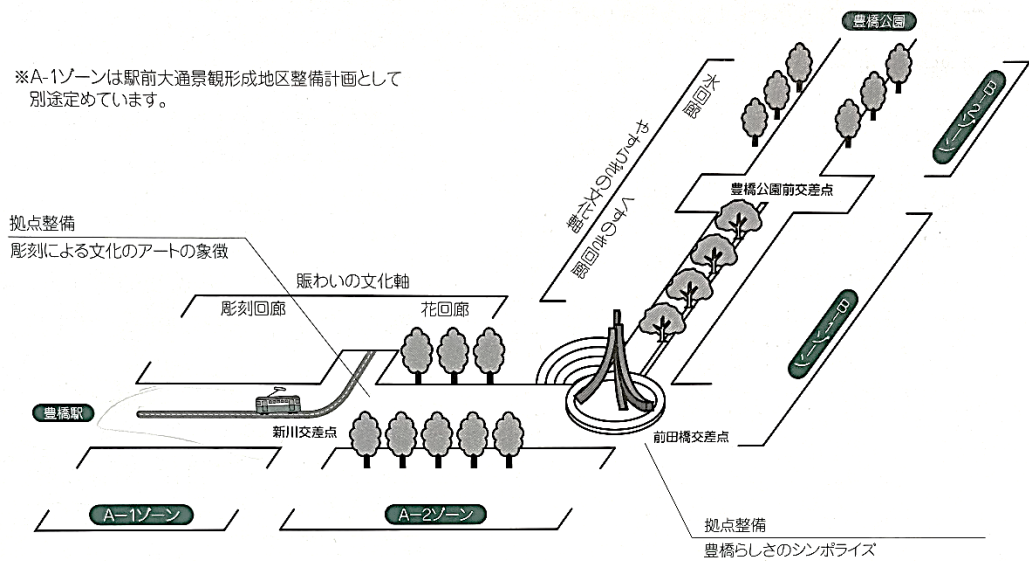
■ テーマ

まちの緑と文化をアートで表現するアートロードの建設

■ 基本方針

もっと美しく、もっと歩きたくなる、都心の魅力の創出

■ シンボルロード整備事業におけるゾーン区分と整備方針





左：A-2ゾーンの眺め1（西から東を望む）

駅前大通から続く道路沿いに、商業、業務を中心とした建物が建ち並んでいる。通りの向こうに前田橋交差点に設けられたレインポーターが見える。



左：A-2ゾーンの眺め2（西から東を望む）

歩車道境界にはイチヨウ並木が続き、四季を彩る草花が飾られている。歩道は石材で舗装され、高質でゆとりある歩行者空間になっている。



上：B-1ゾーンの眺め1（南から北を望む）
中央分離帯にクスノキの大木が並び、豊かな緑陰をつくりだしている。

左：B-1ゾーンの眺め2（前田橋歩道橋から北を望む）

沿道は、店舗や住宅が併存する穏やかなまち並みになっている。歩道の草花と街路樹の豊かな緑が、潤いある環境を生み出している。遠くには、本宮山が見える。

③ 豊橋シンボルロード景観形成地区の景観形成基準

区 分		基 準	
		A-2 ゾーン	B-1・B-2 ゾーン
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務を中心とした豊橋市の顔に相応しい洗練された格調のあるまち並みの形成を図り、活気と賑わいを演出するまち並みとするよう努める。 ・将来に向けて、商業・業務地としての機能的で高度な土地利用を図るために、量感のあるまち並みに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務と住居を併用したまち並みの特性を活かした、1・2階は店舗系としての賑わい、2・3階以上は都心の住環境として、“やすらぎ”や“うるおい”の醸し出せるような生活文化を演出するまち並みとするよう努める。 ・既存の緑を地域の特徴とし、緑と調和し、落ち着いた界限性、情緒性のあるまち並みとするよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2階部分は通りに賑わいやゆとりを醸し出すような壁面の後退やショーウィンドウの設置、シャッターのシースルー化等に努め、夜間の景観配慮にも努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、清新で、明るい色彩を基調とする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6以上とする。 ②マンセル表色系における、R(赤)P(紫)系の色相を使用するときは、明度5以上、彩度3以下とし、その他の色相を使用するときは、明度5以上、彩度5以下に努め、極端に鮮やかな色については、特に注意して使用し、周辺的环境との調和を図るなどの配慮に努める。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観（外壁）の基本色は、暖かみのある、さわやかな色彩を基調とする。 ①無彩色を使用する時は、明度4以上に努める。 ②マンセル表色系における YR(黄赤)系の色相を使用するときは、明度2.5～5.5、彩度5以下とし、その他の色相を使用するときは、明度5以上、彩度3以下に努め、極端に鮮やかな色彩については、特に注意して、周辺的环境との調和を図るなどの配慮に努める。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建物との一体化に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダ、バルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裏庭に面して設置するなどの工夫をし、布団・洗濯物干しによって美観が損なわれないように配慮する。 ・表通に面した窓には、草木等を設置して美観を高めるよう工夫する。

区 分		基 準	
		A-2 ゾーン	B-1・B-2 ゾーン
工 作 物	駐車場	・ 駐車場は、周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。	・ 駐車場は、周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	門・塀等	・ 前面道路に面して設置しないよう努める。 ・ 止むを得ず設置するときは、周囲の景観と調和するよう、デザイン、素材に配慮し、特に閉鎖的な印象とならないよう工夫をする。	・ 周囲の景観と調和し、連続性を失わないようなデザインや素材に配慮する。 ・ 蔓生植物や花壇などと組み合わせることにより適度な緑化に努める。
	アーケード・日除け	・ アーケード、日除けなどは、歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。	・ アーケードなどの設置は極力避けるよう努める。 ・ 日除けについては、デザイン上、十分な配慮をしたものとし、突出し幅は 1m未満にするよう努める。
	自動販売機	・ 建物の中に埋め込むなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。	・ 建物の中に埋め込むなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。
屋 外 広 告 物	屋上広告	・ 自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・ 極端な搭状のものは避け、建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・ けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。	・ 自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・ 極端な搭状のものは避け、建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・ けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	・ 集合化して、建築物 1 棟につき原則 1 縦列とし、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・ 突出幅は建築物の壁面より 1m以下とし、原則として、道路上へ突出させない。 ・ やむを得ず道路上へ突出する場合は、関係法令の規定を厳守するとともに、道路景観との調和に努める。	・ 集合化して、建築物 1 棟につき原則 1 縦列とし、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・ 突出幅は建築物の壁面より 1m以下とし、原則として、道路上へ突出させない。 ・ やむを得ず道路上へ突出する場合は、関係法令の規定を厳守するとともに、道路景観との調和に努める。
	壁面広告	・ 窓面広告は原則として設置しない。壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として利用建築物との調和に努める。 ・ 広告物の表示面積は、1 壁面に対して 1/5 以下とする。この場合、上限面積は、20 m ² までとする。	・ 窓面広告は原則として設置しない。壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として利用建築物との調和に努める。 ・ 広告物の表示面積は、1 壁面に対して 1/5 以下とする。この場合、上限面積は、20 m ² までとする。
	立看板・置看板等	・ 歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。	・ 歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	その他	・ 材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・ 維持管理は定期的に行うように努める。 ・ 彩度は、原則として 8 以下とする。	・ 材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・ 維持管理は定期的に行うように努める。 ・ 彩度は、原則として 8 以下とする。

(2) 駅前大通景観形成地区整備計画

① 地区の概況

豊橋駅周辺は、第二次世界大戦の空襲によって焼け野原になりました。その後、戦災復興事業により土地区画整理が行われ、幅員 50mの駅前大通りが完成しました。通りの中央には路面電車が走り、昭和 40 年代には沿道に大規模店舗などが建ち並び、東三河を代表する通りとなりました。

その後、平成 2 年に路面電車のセンターポール化が完了、平成 3 年には電線類の地中化やブロンズ像の設置などが完了し、路面電車のレトロなイメージに合わせた道路景観が創出されました。

沿道は、商業・業務を中心とした中高層建築物が主体のまち並みですが、近年は、大規模店舗の閉鎖や老朽建築物の耐震化などの課題が出ていました。そうしたなか、都心居住の推進による高層マンションの建設、都市機能の誘導によるまちなか図書館やまちなか広場の整備が行われるなど、新たな時代に向けて賑わいあるまちづくりが進んでいます。

② まちづくりのテーマと基本方針

■ テーマ

県の副都心としての風格あるまちづくり

■ 基本方針

① 県の副都心としてのイメージアップ

豊橋を訪れる人々や市民に洗練されたイメージをあたえ、都市の風格と魅力を感じさせるまちを目指す。

② 商業・業務地区としての魅力づくり

商業・業務地区として、機能的で量感があり、賑わいと活気にあふれたまちを目指す。



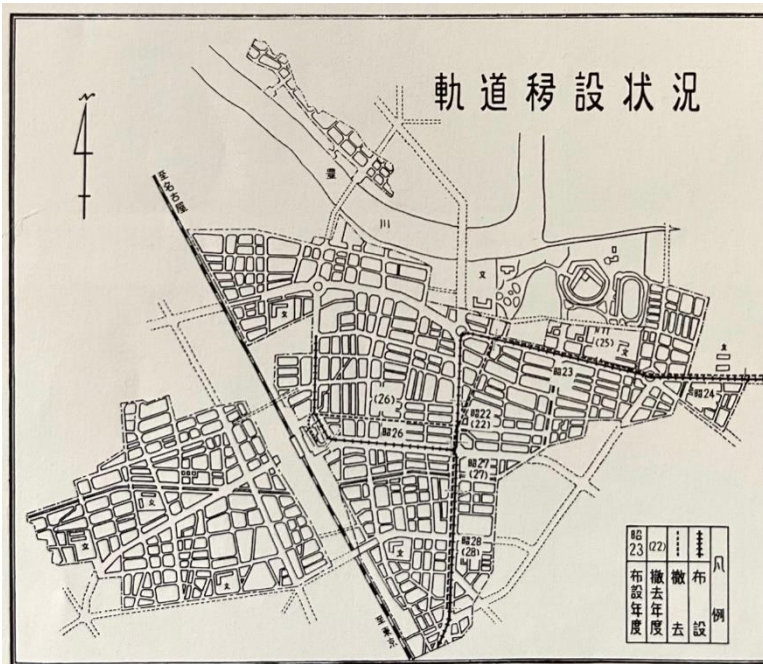
左：路面電車が走る駅前大通（東から西を望む）

通り沿いには、商業・業務を中心とした中高層建築物が建ち並んでいる。道路施設は、路面電車のイメージに合わせて落ち着いたデザインで統一されている。



上：昭和30年代前半の駅前大通（東から豊橋駅方面を望む）

戦災復興事業によって幅員50mの駅前大通が完成した。正面に民衆駅（建設費の6割を市民の負担で完成した駅）第一号として昭和25年に完成した豊橋駅が見える。



上：昭和30年代前半の駅前大通

まだ車の少ない通りに、のんびりとした雰囲気路面電車が走る。

左：路面電車の軌道移設状況図

広小路から駅前大通に軌道を移設したことがわかる。

③ 駅前大通景観形成地区の景観形成基準

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋の顔にふさわしく、洗練された「風格と魅力」・「賑わいと活気」のあるまち並み形成を図るよう努める。 ・将来に向けて、商業・業務地としての機能的で量感のあるまち並みの形成を図るために、建築物の高さは20m程度が望ましく、建築物の共同化に努める。共同化などできない場合は、隣接する建築物の高さや階高、外装のデザイン、材質等により外観上の一体感をつくり出すよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は通りに賑わいやゆとりを醸し出すようなショーウィンドウの設置等に努め、夜間の景観配慮にも努める。 ・シャッターはシースルー化するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、都会的で洗練された明るい色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①マンセル表色系における、G(緑)BG(青緑)系の色相を使用するときは、明度8以上、彩度3以下とし、その他の色相を使用するときは、明度7以上、彩度3以下に努め、極端に鮮やかな色については、特に注意して使用し、周辺環境との調和を図るなどの配慮に努める。 ②無彩色を使用する場合は、明度7以上9以下とする。 ③自然石等の材質を使用する場合は、①、②に適合しなくても良いものとする。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物との一体化を配慮する。
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> ・シャッターはシースルー化するよう努める。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケード、日除け等は、歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。止むを得ず設置するときは周囲の景観と調和するようにデザイン、素材に配慮し、アーケードについては自然採光を十分取り入れるよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の中に埋め込むような方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m以下に設置しないよう努める。 ・表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/10以下とする。この場合、上限面積は20㎡までとする。 ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・搭状のものは避け、横型とし建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・地色は建築物の色に合わせる。 ・けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化して、建築物1棟につき原則1縦列として、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・地色は1縦列につき1色とする。 ・下端の高さは原則として4.5m以上とするよう努める。 ・やむを得ず道路上へ突き出す場合は、関係法令の規定を厳守するとともに道路景観との調和に努める。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・窓面広告は原則として設置しない。やむを得ず設置するときは1階のみとし景観上の配慮に努める。 ・壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面に取り付ける建築物との調和に努める。 ・広告物（広告幕除く）の表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は20㎡までとし、地色は建築物の色に合わせる。 ・広告幕の表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/10以下とする。この場合、上限面積は、1幕につき20㎡までとする。
	地上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並み、建築物と調和した色彩、デザインとするよう努める。
	アーケード広告	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケードと調和した色彩、デザインとするよう努める。 ・地色に黒色及び原色を使用しない。
	掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板は独立とせず建築物と一体化するよう努める。
	立看板・置き看板	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	装飾塔	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m以下に設置しないよう努める。 ・設置する場合は、まち並み、建築物と調和した色彩、デザインとするよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。

(3) 呉服通景観形成地区整備計画

① 地区の概況

本地区は、江戸時代に吉田の城下町に設けられた吉田宿にあります。吉田宿は、旧東海道五十三次の34番目の宿場町で、本地区の西側三分の二には旧東海道が通り、通り沿いには商家が建ち並んでいました。地区の西端の辺りには、人馬の継立業務を行った問屋場がありました。戦災により、かつての歴史的なまち並みは消失しましたが、旧東海道の位置は継承され、呉服町の町名は今も引き継がれています。

また、本地区は、国の重要無形民俗文化財に指定されている安久美神戸神明社の「鬼祭」の開催される場所になっており、毎年2月になると通りは祭りの舞台になります。

現在は、電線類の地中化や道路環境整備により、すっきりした道路空間が創出されています。沿道は、商業、業務、住居が共存するまち並みになっており、歴史と文化を活かしながら、調和のとれたまち並みづくりが進められています。

② まちづくりのテーマと基本方針

■ テーマ

季節を感じるまちづくり

■ 基本方針

文化とうるおい

■ 沿道の整備目標

① 伝統と文化の薫りづくり

住民や訪れる人々が、この地区で育まれた「伝統」・「文化」を感じるまちを目指す。

② 職住地区としての魅力づくり

商業・業務と住居地区として、調和のとれた「ゆたかな」まちを目指す。



左：明治末期のまち並み

旧東海道の通り沿いには、切妻平入の建物が建ち並び、旧宿場町の歴史の薫りがする。江戸時代には、比較的有力な商家が建ち並んでいたという。



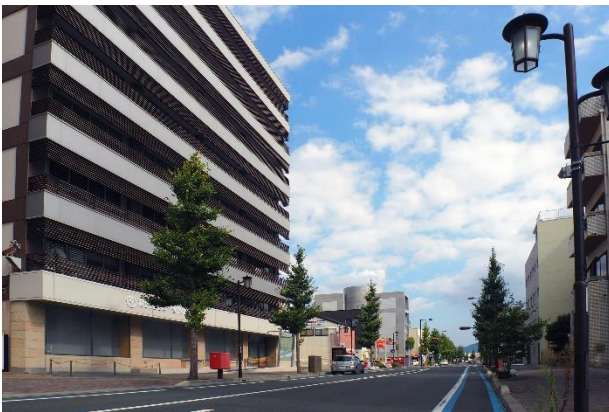
左：地区の中央付近の眺め（西から東を望む）

旧東海道沿いに、商業、業務、住居が共存するまち並みがある。江戸時代には、商家が建ち並んでいた。
遠くに東部丘陵の山並みが見え、街路樹の緑と繋がって見える。



左：地区の東側付近の眺め（東から西を望む）

旧東海道は、写真中央の車の後ろ辺りで北（写真の右）に向けて曲がっていた。
イチヨウの黄葉が季節を感じさせる。



左：地区の西端付近の眺め（西から東を望む）

国道 259 号との交差点付近には、大型の建築物が建っている。
江戸時代には、この辺りに問屋場や高札場があり、宿場の重要な場所であった。



左：問屋場跡の碑

国道 259 号との交差点付近には、問屋場跡の碑がひっそりと設けられている。

③ 呉服通景観形成地区の景観形成基準

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ある地区として伝統を感じるデザインを取り入れるよう努める。 ・商業、業務と住居が共存したまち並みの特性を活かして、1・2階は店舗系として賑わいと生活の文化を演出するまち並みとするよう努める。 ・まち並みとして連続性と潤いのある土地利用に努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は、通りに賑わいと潤いを醸し出すようなショーウィンドウや玄関灯を設置し、夜間の景観に配慮するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、エレガント（優雅）で落ち着いた色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度 3.0 以上 9.0 以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色は、明度 2.5 以上、彩度 3.0 以下とし、極端に鮮やかな色については、特に注意し、周辺の環境との調和を図るなど配慮に努める。 ③自然石等の天然材質を使用する場合は、①、②に適合しなくても良いものとする。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とするか、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配水管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 ・草花等で装飾するよう努める。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し外周の緑化等に努める。
	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> ・止むを得ず設置するときは、周囲の景観と調和するような構造、意匠に配慮し、まち並みや夜間の景観に調和するよう門灯を設置するよう努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図るよう努める。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・横長の形状で建物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化して、建築物 1 棟につき原則 1 縦列とし、意匠、色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突出幅は、建築物の壁面より 1m 以下とし、原則として道路上へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として建物との調和に努める。 ・1 壁面に同一内容のものは 1 個とし、1 壁面に対して 1/5 以下、20 m² 以下とする。 ・窓面広告は、原則として設置しない。
	立て看板、置き看板等	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上の設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として 8 以下とする。

(4) 広小路四・五丁目景観形成地区整備計画

① 地区の概況

本地区は、昭和 28 年ごろには、龍拈寺に東京浅草観音様の分身があったことから、観音通りと呼ばれ、門前町として栄えてきました。今も周辺に数多くの神社仏閣があり、通りでは、「四・九の市」や「酉の市」が開かれ、歴史と文化が薫る場所となっています。

現在は、電線類の地中化や道路環境整備により、すっきりした道路空間が創出され、「四・九の市」や「酉の市」の開催日には、多くの人々が集まり、賑わいを見せてくれます。沿道は、商業、業務、住居が共存したまち並みになっており、歴史と文化を活かしながら、調和のとれたまち並みづくりが進められています。

② まちづくりのテーマと基本方針

■ テーマ

出会い・ふれあい

■ 基本方針

① 訪れる人々との交流が図られる空間づくり

人と人とのふれあいを楽しめるまちを目指す。

② 職住地区としての魅力づくり

花と緑に囲まれた下町情緒を醸し出す「うるおい」のあるまちを目指す。



左：龍拈寺

門前町として栄えてきた本地区の北側には、江戸時代に吉田三か寺に数えられた龍拈寺がある。山門は、市の有形文化財に指定されている。



左：朝市（四九の市）

毎月4と9のつく日には、通りに朝市がでる。野菜や日用雑貨などを路上に並べて販売する、昔ながらの懐かしい景観が見られる。



左上：地区の中央付近の眺め（東から西を望む）
 左下：地区の東端付近の眺め（東から西を望む）

通り沿いは、商業、業務、住居が共存するまち並みになっている。
 沿道には、神社仏閣や老舗があり、木造瓦葺の建築物が残るなど、門前町であった雰囲気が漂っている。



左：西光寺

通り沿いにある西光寺では、毎年12月の初めに、開運や商売繁盛のお祭り「西の市」が開かれる。境内では、熊手や福袋などの縁起物が売られ、通りには屋台が並び、辺りは大変賑わう。

③ 広小路四・五丁目景観形成地区の景観形成基準

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みとして隣接する建築物との連続性を考慮し、緑化にも努める。 ・玄関先を明るくし、まち並みを安全性の高い通りとして、夜間の景観にも配慮する。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みとして隣接する建築物との調和を図る。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、シックで落ち着きのある色彩を基調とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は明度 3.5 以上 9.0 以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色において色相は R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)の範囲とし、明度 3.5 以上 9.0 以下、彩度 3.0 以下とする。 ③アクセントカラーについては、極端に鮮やかな色に注意し、周辺の環境との調和を図るなど配慮に努める。 ④自然石等の天然材質を使用する場合、及び構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）は、①、②に適合しなくても良いものとする。 ・材質は汚れが目立たなく退色の少ないものとする
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は道路から見えないところに配置する、外壁と調和した部材で覆い壁面と同一の色調とするなど、目立たないように努める。 ・冷暖房機の室外機、雨水配管は表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど建築物との一体化に配慮する。また、ガス・電気メーター類についても可能な限り同様の配慮をする。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観と調和を図るためゲート等で形づくり、建物との一体感を醸し出すよう配慮するとともに、入り口周辺の緑化に努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者空間の確保、まち並みの眺望という観点から設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の中に埋め込む等、周辺環境との調和を図り、さりげなく設置するよう努める。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の広告物は設置しないよう努める。 ・発光方式を取り入れるときは、点滅させないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・突出幅は建築物壁面より 1 メートル以下とし、道路上へ突出させない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料はなるべく汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として 8 以下とする。
歩道	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の草花の維持管理に努める。 ・私物を置かない。 ・清掃に努める。

(5) 札木・本町通景観形成地区整備計画

① 地区の概況

本地区は、江戸時代に吉田の城下町に設けられた吉田宿にあります。吉田宿は、旧東海道五十三次の34番目の宿場町で、本地区の通り沿いには、大名の宿であった本陣や、庶民の宿であった旅籠屋、商家が建ち並び、宿場町の中心的な場所でした。戦災により、歴史的なまち並みは消失しましたが、旧東海道の位置は継承され、老舗が味を伝え、かつての町名は今も引き継がれています。

また、本地区は、国の重要無形民俗文化財に指定されている安久美神戸神明社の「鬼祭」や、吉田神社の「祇園祭」を支え続けてきた地区であり、長い間受けつがれてきた伝統文化を将来にわたって継承するためのまちづくりが望まれています。

現在は、電線類の地中化や道路環境整備により、すっきりした道路空間が創出されています。沿道は、商業、業務、住居が共存するまち並みになっており、歴史と文化を活かしながら、調和のとれたまち並みづくりが進められています。

② まちづくりのテーマと基本方針

■ テーマ

お祭りと商いのまち

■ 基本方針

個性ある魅力的な空間の創出

① お祭りをイメージするような空間の創出

ここを訪れる人々や住民に「活気」を感じさせる個性あるまちを目指す。

② 食や買い物など、商いを楽しめる空間の創出

老若男女のたくさんの人が集まり、「賑わい」を生む、魅力的なまちを目指す。



左：昭和初期のまち並み

旧東海道の通り沿いには、旧宿場町の伝統的な建築様式であった切妻平入の建物が建ち並ぶなか、新しい建築様式の建物も見られるようになる。左手前には、昭和初期に建てられた旧名古屋銀行の近代建築が見える。



左：地区の中央付近の眺め（西から東を望む）

旧東海道沿いに、商業、業務、住居が共存するまち並みがある。
江戸時代には、吉田宿には、本陣 2 件、脇本陣 1 件、旅籠屋 65 件があり、この辺りは宿場町の賑わいの中心地であった。
左手前に、旧名古屋銀行の近代建築が残っている。



左：通り沿いに建つ老舗

通り沿いや周辺には、江戸時代や明治時代に創業した老舗が残り、懐かしい味を今に伝えている。



左：吉田宿本陣跡の碑

通り沿いの店先には、本陣跡の碑が設けられ、かつてこの場所が宿場町の中心地であったことを伝えている。



左：旧名古屋銀行の近代建築

明治時代になり宿駅制度が廃止され、まちは徐々に変化していった。
戦災により古いまち並みは消失したが、通り沿いには、昭和 2 年に建築された、旧名古屋銀行の建築物が戦禍を免れ今も残っている。

③ 札木・本町通景観形成地区の景観形成基準

区分		基準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを生むことができるように1階は店舗にするよう努める。 ・連続性を保つために、建築物の高さを3階建て以上にするよう努める。 ・まち並みとしての統一性を保つために、隣接する建築物と調和するよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は通りに活気を感じることができるようデザインに配慮し、夜間についてもライトアップするなど夜間景観を演出するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、落ち着いた色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度3.0以上9.0以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色において、色相はR(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)の範囲とし、明度3.5以上9.0以下、彩度3.0以下とする。 ③自然石等の天然材質を使用する場合、及び構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）は上記①、②に適合しなくても良いものとする。 ・アクセントカラーについては、極端に鮮やかな色に注意して周辺の環境との調和を図るよう努める。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋外設備は、道路から見えない位置とするか外壁と調和した部材で覆うよう努める。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物と一体化をするよう努める。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 ・美観に配慮し、草花等で装飾するよう努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から、設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに周辺環境との調和を図るよう努める。
空間	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・各自、周囲を清掃するよう努める。 ・歩道に、私物を置かない。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・横長の形状で建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・派手に点滅するネオンサインは設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和するように大きさや高さを揃えるよう努める。 ・集合化して建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠、色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突出幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として建築物との調和に努める。 ・1壁面に同一内容のものは1個とし、1壁面に対して1/5以下、20㎡以下とする。 ・窓面広告は、原則として設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料はなるべく汚れが目立たなく、退色、破損のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は原則として8以下とする。

(6) 上伝馬通景観形成地区整備計画

① 地区の概況

本地区は、江戸時代に吉田の城下町に設けられた吉田宿にあります。吉田宿は、旧東海道五十三次の34番目の宿場町で、本地区の北には、吉田宿の西の入り口であった西惣門がありました。戦災により、歴史的なまち並みは消失しましたが、旧東海道の位置は継承され、かつての町名は今も引き継がれています。

また、本地区は、国の重要無形民俗文化財に指定されている安久美神戸神明社の「鬼祭」や、吉田神社の「祇園祭」を支え続けてきた地区であり、長い間受けつがれてきた伝統文化を将来にわたって継承するためのまちづくりが望まれています。

現在は、電線類の地中化や道路環境整備により、すっきりした道路空間が創出され、地区の南にある松葉公園の緑が潤いをもたらしています。沿道は、商業、業務、住居が共存するまち並みになっており、歴史と文化を活かしながら、調和のとれたまち並みづくりが進められています。

② まちづくりのテーマと基本方針

■ テーマ

歴史と文化を未来につなぐまち

■ 基本方針

① すべての人にやさしい環境の創出

みんなが安心して快適に過ごすことのできるまちを目指します。

② 調和のとれたまち並みの創出

多様性を調和させた一体感のあるまちを目指します。

③ 歴史・文化が薫る空間の創出

歴史や文化を感じさせる風格のあるまちを目指します。



左：明治20年代のまち並み

旧東海道の通り沿いには、切妻平入の建物が建ち並び、旧宿場町の歴史の薫りがする。



左上下：地区の中央付近の眺め（南から北を望む）

旧東海道沿いに、商業、業務、住居が共存するまち並みがある。
通りを北に進むと徐々に標高を下げ、豊川に至る。



左：地区の北端の眺め（北から南を望む）

通りの北端は、国道 23 号と交わる。
江戸時代には、この辺りに吉田宿の西の入り口である西惣門があった。



左：西惣門跡のモニュメント

国道 23 号の交差点には、西惣門跡のモニュメントが設けられ、往時を偲ばせる。

③ 上伝馬通景観形成地区の景観形成基準

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みに一体感を出すため、隣接する建築物との連続性や景観に配慮する。 ・建築物をセットバックする場合は、可能な範囲においてまち通りの連続性が損なわれないよう配慮する。 ・1階を店舗などにする場合は、明るい雰囲気演出に努めるとともに、夜間の景観についても配慮する。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化を感じさせる外観となるよう努める。 ・建築物の外壁は落ち着いた色のある色彩とし、以下の基準による。 <ol style="list-style-type: none"> ①まちのテーマカラーとして、マンセル表色系における色相 2.5YR(黄赤)から2.5Y(黄)、明度 3.5 以上 4.5 以下、彩度 2.0 以上 3.0 以下を定める。 ②外壁の基調色(ベースカラー)はテーマカラーを使用するものとするが、使用する材質によりこれによりがたい場合はその近似色も含めた範囲とし、色相はマンセル表色系における5R(赤)から5Y(黄)の範囲、明度は3.5以上7.0以下、彩度は3.0以下とする。 ③無彩色、または②の色相、彩度の範囲において明度が7.0を超えるものを使用する場合には、外壁面積の5%以上にテーマカラーを使用する。 ④自然石等の天然素材を使用する場合は上記①から③に適合しなくても良いが、周辺の環境と調和した仕様とする。 ⑤強調色(アクセントカラー)として②の範囲外の色を使用する場合は、周辺との調和に配慮した色彩を使用する。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備を設置する場合は、道路から見えない場所に配置したり外壁と調和した部材で覆うなどの配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の設備は、通りの壁面に直接取り付けない工夫や建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダやバルコニーは緑化するよう努める。 ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とするよう努める。
空間	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と歩行者が憩う空間としての演出、活用に努める。 ・草花の維持管理に努める。 ・私物を置かないよう努める。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・入口に門等を設置し、通りの連続性を保つよう配慮する。 ・舗装材料の工夫、外周の緑化等により周辺との調和に努める。
工作物	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物と調和するような意匠とする。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から原則として設置しない。 ・地区全体で設置する場合は、まち通りの個性、連続性を演出できるような意匠とする。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込むなど設置方法に配慮し、外装色は建築物と調和がとれた色彩を選定する。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋上に広告物は設置しない。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物1棟につき1ヶ所を原則とし、形状、色彩などは建築物との調和に配慮する。 ・突き出し幅は、建築物の壁面より1m以下とする。 ・地区全体で設置する場合は、まち通りの個性、連続性を演出できるような意匠とする。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・形状、色彩などは建築物との調和に配慮する。 ・箱文字で表示することを基本とし、下地となる外壁との調和に努める。 ・1壁面に同一内容のものは1ヶ所とし、1壁面に対して1/5以下かつ20㎡以下とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として自家用広告物以外は設置しない。 ・点滅する広告物は原則として設置しない。 ・窓ガラスなどへ直接広告物を貼り付けないよう努める。 ・のぼりなどの使用はイベント期間中など一時的な使用にとどめる。 ・材質は、なるべく汚れが目立たず退色、破損等しにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。
その他	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗などの入り口については、歩道との段差を解消するよう努める。 ・陳列台や商品などを店舗の前に出さない。やむを得ず一時的に出す場合は十分な通路幅を確保する。 ・店舗などで駐車場を設ける場合は、障害者用のスペースを設けるよう努める。この場合、有効幅員は3.5m以上、地面は水平とし、その表面は滑りにくく平坦にする。
	空き店舗・空地	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗や空地は積極的に活用し、まちの活性化に努める。

(7) 大手通景観形成地区整備計画

① 地区の概況

本地区は、江戸時代に吉田の城下町として栄えた場所で、吉田城の大手門がありました。通りには旧東海道が交差し、旧東海道沿いには旧東海道五十三次の宿場町「吉田宿」のまち並みがあり、本地区は宿場町の中心的な場所でした。

大正14年には、通りに路面電車が開通し、本市の中心部の骨格を形成する幹線軸になりました。昭和6年には、通りの北側突き当りに「豊橋市公会堂」が、市政施行25周年の記念建造物として完成しました。ロマネスク様式を基調としたシンボリックな公会堂は、大手通りからの眺望を意識し、配置やファサードが計画されました。

その後、戦禍を経て、戦災復興土地地区画整理事業により、豊橋駅周辺の道路は格子状に整備されましたが、歴史ある大手通りは、当時の位置のまま残されました。

現在は、路面電車の軌道が国道259号に移設され、電線類の地中化や道路環境整備が完了し、すっきりした道路空間が創出されています。また、通りの南西端にある緑豊かな神明公園が、潤いをもたらしています。沿道は、商業、業務、住居が共存するまち並みになっており、歴史と文化を活かしながら、調和のとれたまち並みづくりが進められています。

② まちづくりのテーマと基本方針

■ テーマ

格調あるまちなみルネッサンス

■ 基本方針

① 豊橋のシンボルでもある豊橋市公会堂と融合性ある整備

四季の変化を感じる格調あるまち並み景観を目指します。

② 文化創造型地区としての整備

地区に住む人や訪れる人が新しい文化の薫りと情報発信ができるまちを目指します。

③ 職住地区として個性ある魅力的なまち並みの整備

人々が快適に暮らせる賑わいのあるまちづくりを目指します。



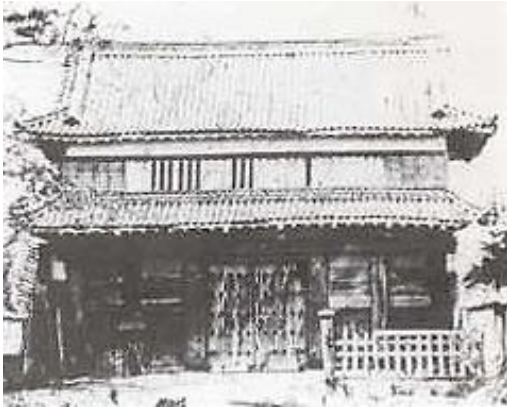
上：豊橋市公会堂（国登録有形文化財）

市政施行25周年の記念建築物として建てられた公会堂。



上：通りの正面に見える公会堂

公会堂は、大手通りからの眺めを意識してファサードがデザインされている。大階段が、通りとつながっているように見える。



上：大手門（明治初期）

大手通には、吉田城の入り口であった大手門があった。



上：明治末期～大正頃のまち並み

この頃は、豊橋の中心な通りであった。沿道は、切妻屋根のまち並みに近代建築も建ち、大変賑わっていた。



左：地区の北付近の眺め（北から南を望む）

江戸時代には、この辺りに大手門があった。現在は、商業、業務、住居が共存するまち並みになっている。



左：地区の中央付近から南の眺め（北から南を望む）

通りに沿って神明公園がある。大きな木々が、通りに緑陰と潤いをもたらしている。



左：通り沿いにある神明公園

住民参加でデザインされた神明公園は、地域住民の憩いの場になっている。交通量の多い国道 259 号側に緑豊かな公園があるため、大手通りは穏やかな環境になっている。

③ 大手通景観形成地区の景観形成基準

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを生むことができるように、1階を店舗などにするよう努める。 ・1階を店舗とする場合は明るい雰囲気演出に努めるとともに、夜間の景観についても配慮する。 ・まち並みとしての連続性を保つために、建築物を3階建て以上にするよう努める。 ・まち並みとしての統一性を保つために、隣接する建築物と調和するよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観（外壁）の色彩は公会堂と調和のとれた色彩を使用する。 1.①テーマカラー マンセル表色系における次の範囲の色彩とし、外壁面積の5%以上に使用する。 色相：2.5Y 明度：7.5以上9.0以下 彩度：2.0以上3.0以下 ②ベースカラー（基調色） 以下の(ア)・(イ)の色彩範囲とし、外壁面積の70%以上に使用する。 (ア)有彩色を使用する場合は、マンセル表色系における次の範囲の色彩とする。 色相：YR(黄赤)、Y(黄)の範囲内 明度：4.0以上9.0以下 彩度：3.0以下 (イ)無彩色を使用する場合は、明度7.5以上9.0以下とする。 ③アクセントカラー（強調色） 極端に鮮やかな色に注意し、周辺の環境と調和を図るなど配慮に努める。 2.構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）でも、外壁面積の5%以上にテーマカラーを使用する。 3.自然石等の天然材質を使用する場合は、上記の1及び2に適合しなくても良いが、周辺と調和させるよう努める。 ・材質は汚れが目立たなく退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備を設置する場合は、道路から見えない場所に配置したり外壁と調和した部材で覆うなどの配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の設備は、通りの壁面に直接取り付けない工夫や建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・美観に配慮し、草花等で装飾するよう努める。 ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。
空間	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観と調和を図るためゲート等で形づくり、周辺の建築物との一体感を醸し出すよう配慮する。 ・入口周辺の緑化等に努める。
	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・草花の維持管理に努める。 ・私物を置かない。 ・清掃に努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から設置しないよう努める。
	自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに周辺との調和を図るよう努める。
屋外広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・横長の形状で建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和するように大きさや高さを揃えるよう努める。 ・複数になる場合は、集合化し建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠・色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突き出し幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・1壁面に同一内容のものは1ヶ所とし、1壁面に対して1/5以下かつ20㎡以下とする。 ・窓面広告は原則として設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物以外は設置しない。 ・派手に点滅するネオンサインは設置しないよう努める。 ・材質は、なるべく汚れが目立たず、退色、破損等しにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。
その他	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の入口については、歩道との段差を解消するよう努める。 ・陳列台や商品などを店舗の前に出さない。やむを得ず一時的に出す場合は十分な通路幅を確保する。 ・店舗などで駐車場を設ける場合は、障害者用のスペースを設けるよう努める。この場合、有効幅員は3.5m以上、地面は水平とし、その表面は滑りにくく平坦にする。
	空き店舗・空地	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗や空地は積極的に活用し、まちの活性化に努める。

5. デザインの進め方の事例

豊橋市は、令和3年4月に景観法に基づく景観計画を策定しました。この計画では、「地域の成り立ちや景観資源を大切に、地域らしい景観に磨きをかける」ことを基本方針とし、周辺景観の特性に応じて市域をエリア区分し、景観形成の配慮指針（景観形成基準）を定めました。また、建築物等のデザインが、周辺景観に調和し地域らしいものとなるよう、景観計画ガイドラインにデザインの進め方の事例を示しました。

ここでは、景観計画ガイドラインに示した「デザインの進め方の事例」を抜粋して掲載しますので、設計の際に参考にしてください。

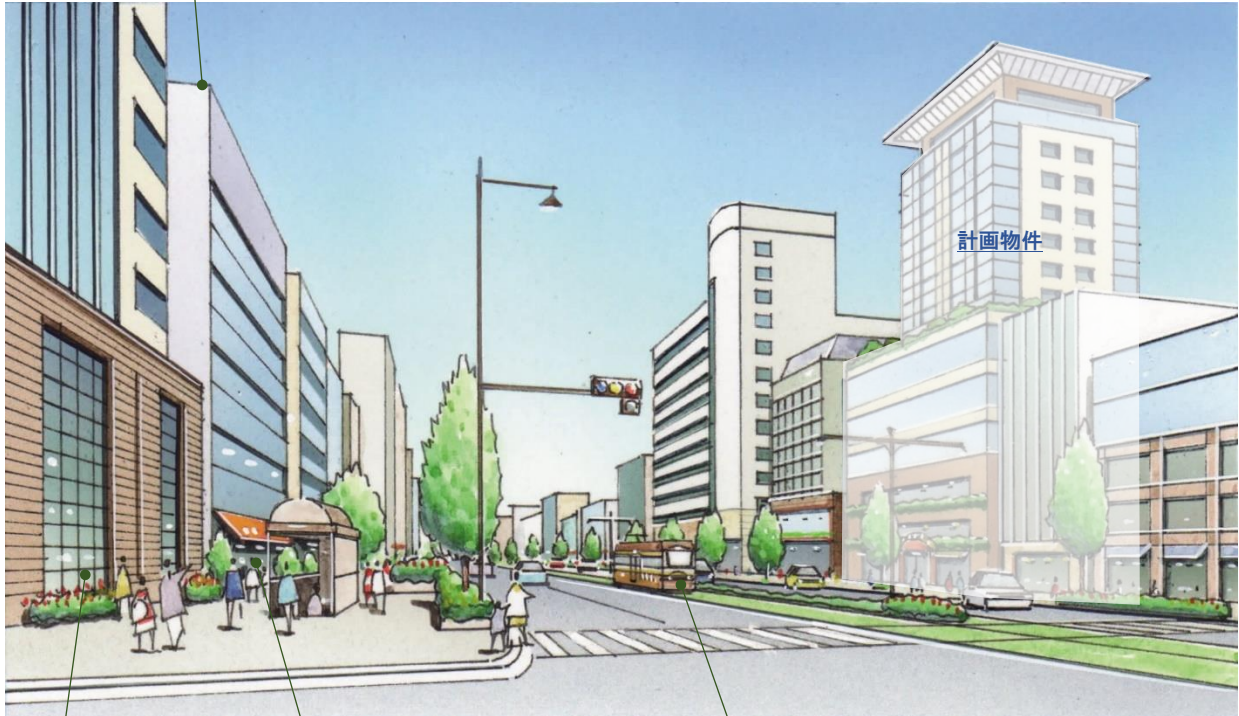
なお、「デザインの進め方の事例」は、「パタン・ランゲージ」の理論を参考にし、「キーワードを用いたデザイン手法」を用いて具体的なデザインの進め方を示しています。詳しくは、別途「豊橋市景観計画ガイドライン」を参考にしてください。

1 地域の景観の特徴を読み取る

- ・建築物等をつくろうとしている地域の景観の特徴について、地域の成り立ち、地形、建築物の状況、人々の暮らしなどに着目して整理します。

大通りに沿って中高層の建築物が壁面をそろえて建ち並び、**風格のあるまち並み**になっています。

夜になるとビルや街灯に明かりが灯り、**昼間とは違った景観**が現れます。冬にはクリスマスのイルミネーションなどが飾られ華やかになります。



低層部には店舗が並び、**ガラス越しに内部の賑わい**が感じられます。

ゆったりと歩ける歩道に面して、**ショーウィンドウや装飾が設けられ、歩きたくなる道**になっています。

路面電車が大通りの中央を走り、通りのシンボルになっています。道路施設は、路面電車のイメージに合わせて整備されています。

地域の景観の特徴の整理

- ・豊橋駅前を中心商業地で、「**都市の風格**」を感じさせるビスタ景が形成されています。
- ・大通りには、まちのシンボリックな存在の「**路面電車**」が走り、道路施設は路面電車のイメージに合わせて整備されています。
- ・通り沿いには中高層のビルが建ち並び、低層部の店舗からは、ガラス越しに「**にじみだす賑わい**」が感じられます。また、歩道に向けてショーウィンドウや装飾が設けられ、「**歩きたくなる道**」になっています。
- ・夜になるとビルや街灯に明かりが灯り、「**豊かな夜景**」が見られます。

エリア内で見られる調和色

外壁

5YR
8.5/0.5

10YR
8.5/1

5Y8/2

5YR7/2

10YR
7/2.5

5Y7/2

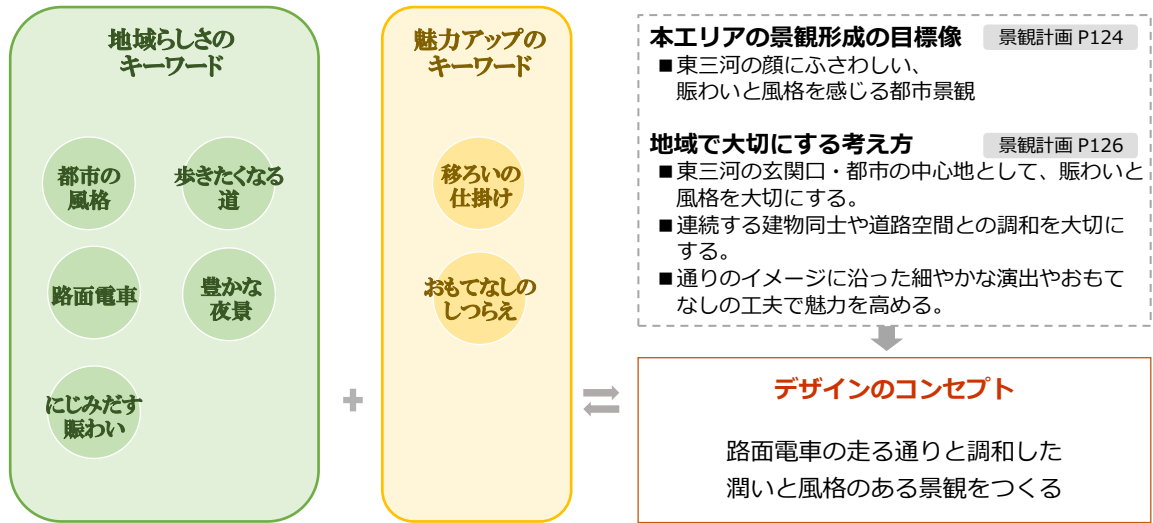
5YR6/2

10YR
6/2.5

5Y6/2.5

2 キーワードを整理して、デザインのコンセプトを考える

- ・「地域らしさのキーワード」を参考に、読み取った地域の景観の特徴を表すキーワードを整理します。
- ・「魅力アップのキーワード」を参考に、より魅力ある景観づくりのためのキーワードを整理します。
- ・キーワードをまとめて、景観計画に示したエリアの景観形成の目標像等を考慮しながら、デザインの方向性となる「デザインのコンセプト」を考えます。



3 コンセプトに沿って、キーワードを確認しながらデザインする

- ・②で考えた**デザインのコンセプト**に沿って、具体的なデザインを検討します。
- ・必要に応じて、②に戻ってキーワードを追加します。
- ・色彩を検討する際は、左ページの「エリア内で見られる調和色」を参考にしてください。

まち並みとの調和を意識し、壁面の位置を周辺のビルに合わせてるとともに、高さがそろって見えるように高層部をセットバックします。

また、ビルの頂部を丁寧にデザインし、通りの印象を高めるとともに、屋上や壁面を緑化し潤いを創出します。

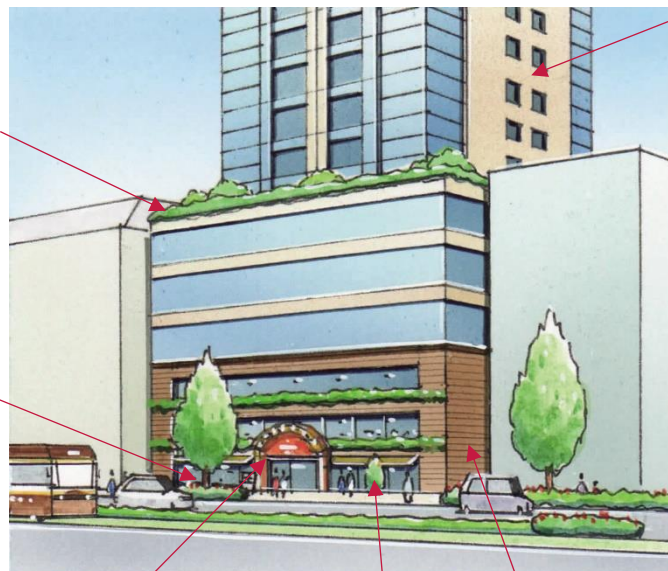
(都市の風格)

低層部は、内部の様子を感じられるようガラスを用いて開放的なデザインとします。

また、まち並みや道路施設等から共通的なモチーフを探し出し、外観の意匠に取り入れます。

(歩きたくなる道)

(にじみだす賑わい)



ビルの壁面や頭頂部を印象深くライトアップし、まちの風格を高めます。低層部では、植栽のライトアップやオープンスペースの足元照明で、魅力的な夜景を演出します。

頭頂部の照明は高揚感を感じる青みがかった光色とし、低層部の照明は、人が心地よく感じるあたたかな光色とし、豊かな夜間景観を創出します。

(都市の風格)

(豊かな夜景)

屋外広告物は、建築物のデザインに調和させ、低層部のみに表示します。また、店や通りのイメージを高める魅力的なデザインとします。

(都市の風格)

通りに面して緑を飾り、季節の変化や潤いを感じられるようにします。

(移ろいの仕掛け)

(おもてなしのしつらえ)

低層部は YR 系の色彩で落ち着いた質感のタイル張りとし、路面電車の走る通りに調和させます。また、屋外広告物の色彩は彩度を抑え、路面電車が引き立つようにします。

(路面電車)

1 地域の景観の特徴を読み取る

- ・建築物等をつくろうとしている地域の景観の特徴について、地域の成り立ち、地形、建築物の状況、人々の暮らしなどに着目して整理します。

旧東海道沿いには勾配屋根の建築物が見られ、城下町・宿場町であったころの面影が感じられます。

城下町・宿場町の時代の古いまち並みは失われましたが、歴史・文化に配慮したデザインの建築物が見られます。



建築物は壁面をそろえて建ち並び、外壁には暖色系で低彩度の落ち着いた色彩が用いられています。

地域の景観の特徴の整理

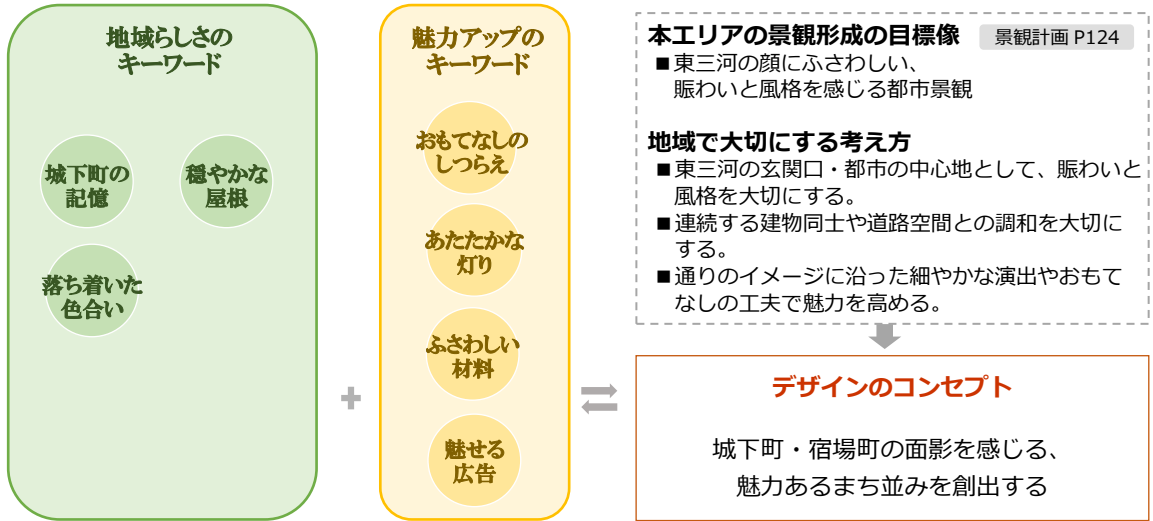
- ・戦災により城下町・宿場町の時代の古いまち並みは消失しましたが、旧東海道の位置は継承され、老舗や地名も残り、歴史に配慮したデザインの建築物が見られるなど、「**城下町の記憶**」を感じます。
- ・まち並みの建築物には、勾配屋根や軒の出のある庇など、「**穏やかな屋根**」が見られ、歴史の面影を感じます。
- ・旧街道沿いには、暖色系で低彩度の「**落ち着いた色合い**」の建築物が建ち並び、まちの中心部にありながらも落ち着いた雰囲気があります。

エリア内で見られる調和色

	外壁	屋根
	5YR7.5/1	10YR 7.5/1
	5YR6/3	10YR6/3
	5YR4/2	10YR4/2
		N2
	10YR 5/1	2.5Y 5/1
	7.5YR 3/1	2.5Y 3/1
	5YR 2/1	2.5Y 2/1
		5Y 5/0.5
		5Y4/0.5
		N2

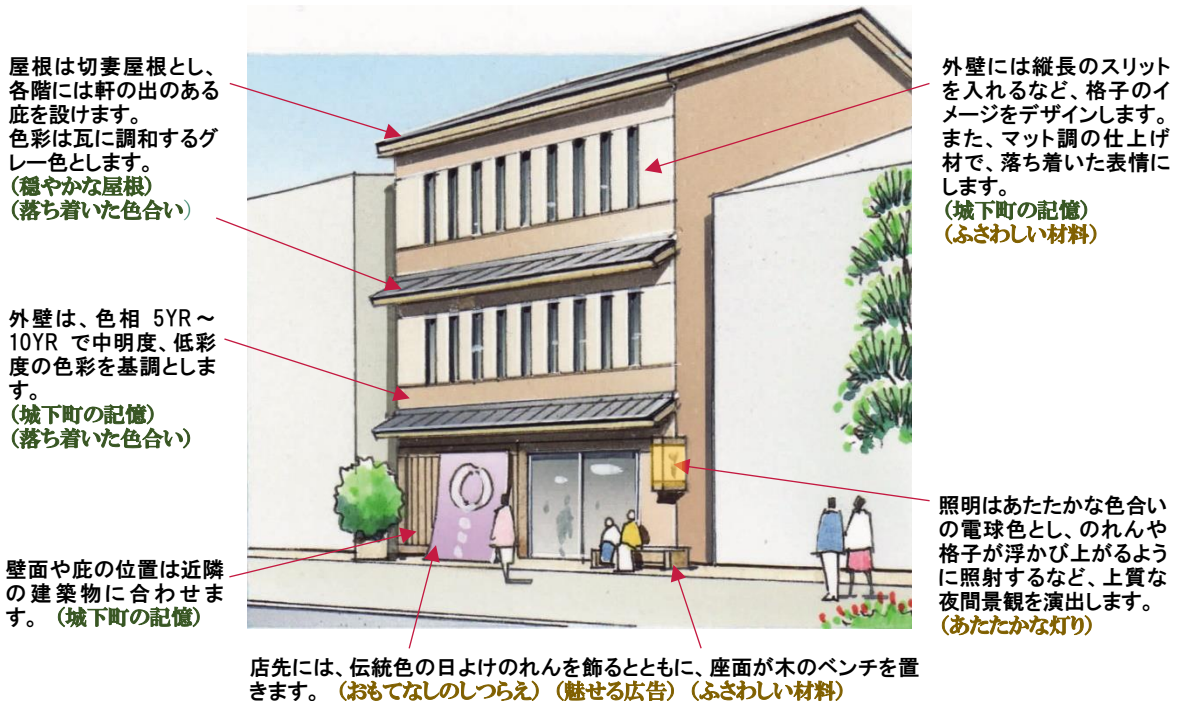
2 キーワードを整理して、デザインのコンセプトを考える

- ・「地域らしさのキーワード」を参考に、読み取った地域の景観の特徴を表すキーワードを整理します。
- ・「魅力アップのキーワード」を参考に、より魅力ある景観づくりのためのキーワードを整理します。
- ・キーワードをまとめて、景観計画に示したエリアの景観形成の目標像等を考慮しながら、デザインの方向性となる「デザインのコンセプト」を考えます。



3 コンセプトに沿って、キーワードを確認しながらデザインする

- ・②で考えた**デザインのコンセプト**に沿って、具体的なデザインを検討します。
- ・必要に応じて、②に戻ってキーワードを追加します。
- ・色彩を検討する際は、左ページの「エリア内で見られる調和色」を参考にしてください。



6. 届出の手続き

まちづくり景観形成地区では、一定の行為を行う場合に、豊橋市まちづくり景観条例に基づき市への届出が必要です。市は、届出の内容が各地区の整備計画の内容に適合するか確認し、必要に応じて助言・指導を行います。

(1) 届出の対象行為

① 届出の対象行為の種類

■ 建築物の建築等

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 屋外広告物の表示等

- ・屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更

■ その他市長が必要と認めた行為

※なお、軽易な行為等は届出対象となりません。

② 届出の対象行為の規模

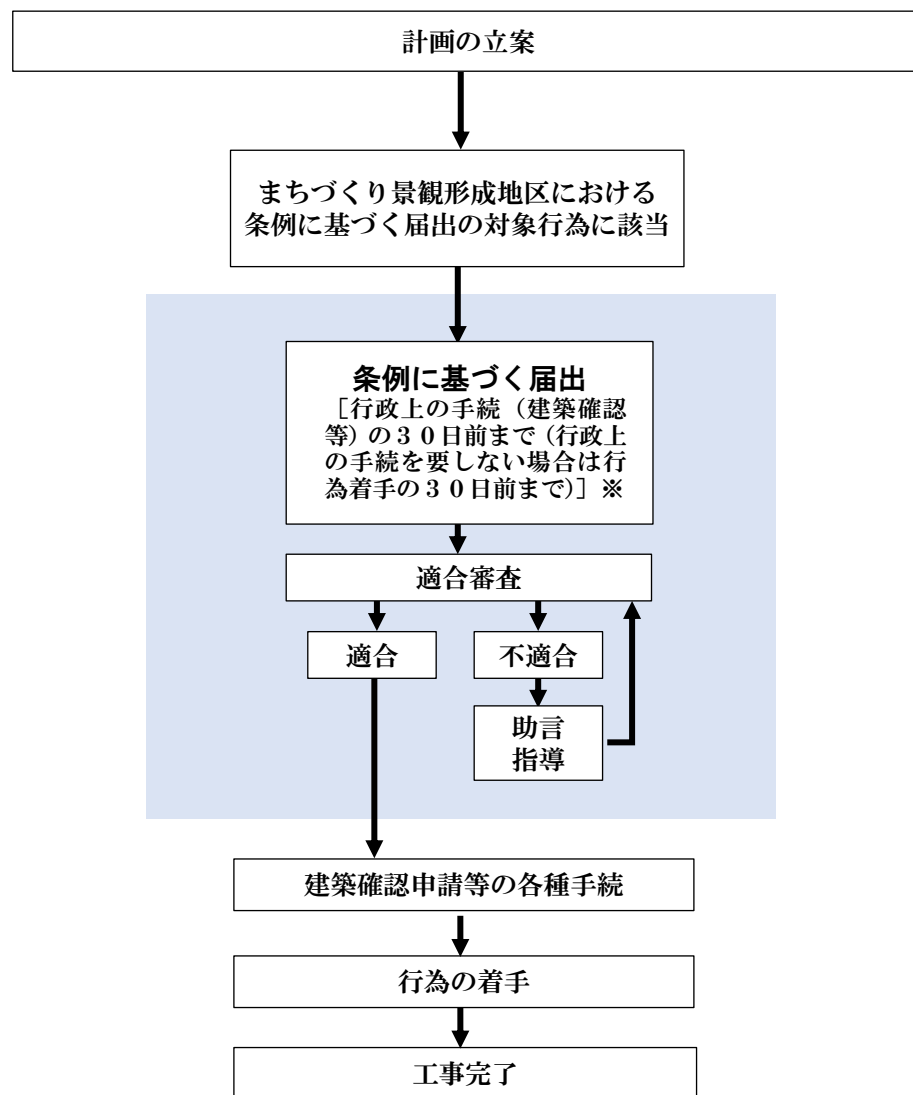
全ての規模（景観法に基づく届出対象行為に該当する規模を除く）

※ 景観法に基づく届出対象に該当する場合には、まちづくり景観条例に基づく事前協議と景観法に基づく届出が必要です。この場合、まちづくり景観形成地区の届出は省略できます。

(2) 手続きの流れ

まちづくり景観形成地区内で建築行為等を行う場合は、以下の流れに従って手続きしてください。

■ 届出の手続きフロー



※ 景観法に基づく届出対象に該当する場合は、条例に基づく届出は省略できます。

(3) 提出図書

届出では、各景観形成地区の基準への適合を確認しますので、下表に掲げる図書を提出してください。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要になることがありますのでご注意ください。

なお、届出前の任意の相談にも対応します。

行為の種類	提出図書	備考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図	・位置図：2,500分の1以上 ・配置図、平面図、立面図、外構図：100分の1以上 ・立面図はマンセル値を記入 ・完成予想図がある場合は添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
屋外広告物の表示等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・意匠図	・位置図：2,500分の1以上 ・配置図、意匠図：100分の1以上 ・意匠図はマンセル値を記入
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ1部です。

〈まちづくり景観形成地区内行為届出書の記入例〉

様式第16（第17条関係）

まちづくり景観形成地区内行為届出書

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住所 **豊橋市〇〇町〇〇**
(所在地)
 氏名 **今橋太郎**
(名称及び代表者氏名)
 電話番号 **0532-〇〇-〇〇〇〇**

豊橋市まちづくり景観条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

地区の名称		〇〇〇〇景観形成地区						
設計者の住所氏名		豊橋市〇〇町11 〇〇建築設計事務所 一級建築士 〇〇〇〇 (電話 0532-〇〇-〇〇〇〇)						
施工者の住所氏名		豊橋市〇〇町字〇〇22 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇 (電話 0532-〇〇-〇〇〇〇)						
行為の場所		豊橋市〇〇町〇〇						
工事予定期間		令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日						
行為の種類		建築物	新築					
		工作物	-					
		屋外広告物	表示					
		その他	-					
建築物	主要用途	店舗	階数	地上 3階 ・ 地下 階			高さ	12.8m
	構造	鉄骨造	敷地面積	390.5 ㎡	建築面積 (計画部分)	125.5㎡ ㎡	延べ面積 (計画部分)	350.5㎡ ㎡
	整備計画に配慮した事項	旧吉田宿の歴史と文化を感じるよう、切妻屋根にするとともに各階には軒の出のある庇を設けた。屋根は鋼板縦葺きとし、色彩はダークグレー(N3)とした。外壁は、マット調の塗材で、基調色を10YR7/1.5とし、1階壁面には木質系素材の縦格子を取り付け、落ち着いた雰囲気をつくり出した。						
屋外広告物	屋上に設置する建築設備	-	規模	-				
	種類	壁面広告		規模	高さ0.8m、幅1.5m			
その他	整備計画に配慮した事項	建築物に調和するよう木製の基板とし、切り文字を貼り付けシンプルなデザインとした。配置は1階正面のみとし、壁面の1/5以下の面積とした。また、夜間は電球色の照明で照射し、暖かな雰囲気を生み出すようにした。						
	-	-						
関係図書		1 位置図、配置図、平面図、立面図及び外構図 2 現況写真その他市長が必要と認める図書						

7. 参考資料

(1) 色彩の基礎知識

■ マンセル表色系

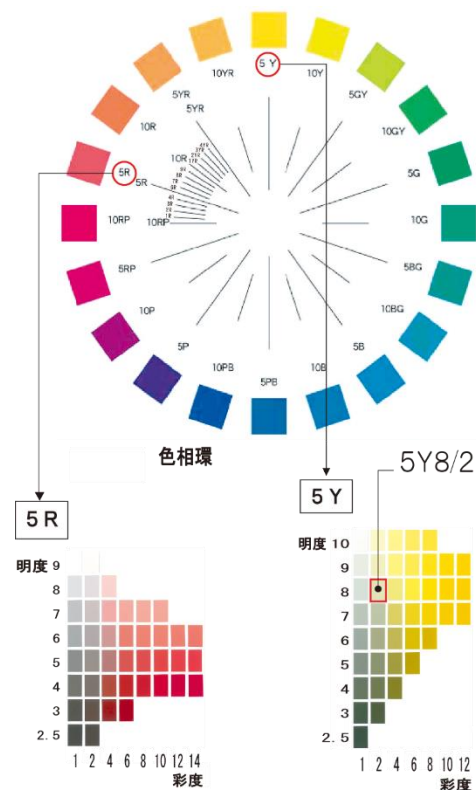
各整備計画の景観形成基準では、色彩を客観的な尺度で表す方法として、日本産業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系を用いています。

マンセル表色系では、色彩を以下の3属性により表現します。

色相：色合いを示します。R (赤)、YR(黄赤)、Y (黄)、GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP(赤紫)の10種類の基本色を記号で表現し、記号の前に0から10の数字をつけ、色の違いを細かく表記します。

明度：色の明るさを示します。0から10の数字で表現し、数字が大きくなるほど明るくなります。10は白、0は黒になります。

彩度：色の鮮やかさを示します。0から16程度までの数字で表現し、数字が大きくなるほど鮮やかになります。最高彩度は色によって限界が違うため、色相によって最高の数値が異なります。また、白、黒、灰色は無彩色（記号N）といい彩度は0です。



色の表示は、色相、明度、彩度の順に示します。

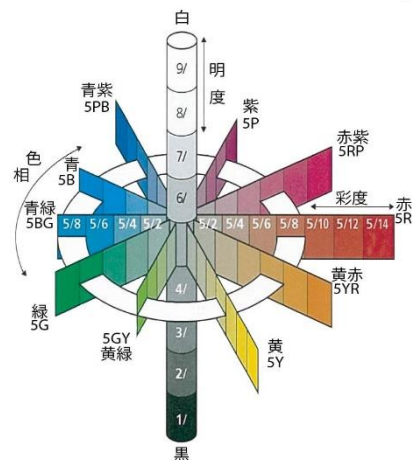
■ 表示例 5 Y8/2 色相 明度 彩度



新緑：2.5GY6/6



熟れた柿：5YR7/12



豊橋駅周辺の
まちづくり景観形成地区整備計画

- ◆ 発行：豊橋市 令和3年8月
- ◆ 編集：豊橋市役所 都市計画部 都市計画課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL：0532-51-2615 FAX：0532-56-5108
E-mail：toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp